



空き家バンク活用促進事業費補助金

令和8年4月より空き家バンク制度を見直し、空き家バンクの登録要件を緩和します。
あわせて相続登記等補助金や家財処分費助成金を交付し、空き家所有者が抱える課題の解決に向けて取組を進めます。

主な支援制度

1



相続登記等支援

相続登記等の手続きに要する費用(司法書士等に支払う経費)の
2/3 (最大5万円)を補助します。
【補助対象経費】50,000円以上であること

相続登記等が完了していない物件でも空き家バンクに登録できます。
ただし、相続登記等の完了後、空き家バンクの登録申請を行っていただきます。

2



家財道具処分支援

空き家及びその附属する建物内の不要な家財道具の処分に要する費用の
2/3 (最大5万円)を補助します。
【補助対象経費】50,000円以上であること

ただし、家財道具処分の完了後、空き家バンクの登録申請を行っていただきます。

3



成約奨励支援

空き家バンクに登録した物件を売買又は賃貸にて成約した
所有者へ**一律5万円**を補助します。

4



自治協議会協力金

地域内の空き家所有者等へ働きかけ、空き家バンクへの登録につながった場合、
自治会に1件あたり5万円の協力金を交付します。

⚠【注意事項】 物件の状態や立地場所によっては、空き家バンクへの登録ができかねる場合もございます。

貸したい人・売りたい人
(空き家所有者)



- 1 登録申し込み
- 2 物件情報の確認
- 3 現地調査
- 4 空き家バンクに登録

うきは市
空き家バンク

— 活用促進のための支援制度 —

- 相続登記等補助金 (最大5万円)
- 家財処分費助成金 (最大5万円)
- 成約奨励金 (一律5万円)
- 空き家リフォーム補助金等 (最大200万円)
- 自治会に協力金 (一律5万円)

登録に協力する自治協議会

借りたい人・買いたい人
(利用希望者)



- 1 物件情報の閲覧
- 2 現地見学
- 3 物件の交渉
- 4 成約

空き家バンク制度の見直しポイント

追加

空き家の流通拡大を目指し、
登録物件の要綱を緩和

空き家の利活用は、地域の活性化や移住・定住促進、
安心・安全なまちづくりにつながります。
ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

空き家をお持ちの方へ



「空き家をどうしよう…」とお悩みの方、
まずはお気軽にご相談ください。
空き家の活用で、地域の未来につながります。
大切な空き家を、次の世代へ。

お問い合わせ・ご相談

うきは市役所 建設課 移住・空き家対策係

☎ 0943-75-4987 (直通)

受付時間/平日 8:30~17:15

※制度の詳細はホームページをご覧ください。



ご相談は
無料です。
お気軽に
どうぞ!